

第1日目(11月11日)

議長(若井達男君) おはようございます。ただいまから平成23年第2回南魚沼市議会臨時会を開会いたします。

議長 ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者、公務のため欠席の届出が出ておりますのでこれを許します。

また、新潟日報記者より議場内の撮影の許可の申出が出ておりますのでこれを許します。

議長 本日の日程はお手元に配付のとおりといたします。

(午前9時30分)

議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、議席番号7番・中沢一博君及び議席番号8番・山田 勝君の両名を指名いたします。

(「了承」の声あり)

議長 日程第2、会期の決定についてをお諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日11月11日の1日間としたいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」声あり)

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日11月11日の1日間と決定いたしました。

議長 日程第3、諸般の報告及び議員派遣結果報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

議長 日程第4、報告第4号 所掌事務に関する調査の報告についてを行います。

議会運営委員長・樋口和人君の報告を求めます。

樋口議会運営委員長 おはようございます。それでは所掌事務に関する調査の報告ということで行わせていただきます。先般の9月議会におきまして、私どもの委員会に付託されました継続調査についてご報告をいたします。

本年11月4日、委員全員の出席、また正副議長からも出席をいただいて開催いたしました。総務部長、企画政策課長、総務課長、財政課長それぞれ執行部の出席を求め、本臨時会についての議事日程等の議会運営に関する調査の検討などを行っております。

調査事項でありますけれども、本臨時会の運営についてということで、今ほど皆様方からそれぞれご承認をいただいたことについて調査を行っております。以上、会議規則の第103条の規定により報告をいたします。

議長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

議 長 暫時休憩といたします。

(午前9時33分)

副 議 長(阿部久夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時34分)

副 議 長 若井達男君から議長の辞職願が提出されています。

副 議 長 お諮りいたします。

議長の辞職についてを日程表に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し直ちに議題とすることを決定いたしました。

副 議 長 追加日程第1、議長の辞職についてを議題といたします。

事務局長に辞職願を朗読させます。

議会事務局長 平成23年11月11日、南魚沼市議会副議長阿部久夫殿。南魚沼市議会議長若井達男。辞職願 このたび都合により議長を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願い出ます。以上です。

副 議 長 お諮りいたします。

若井達男君の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、若井達男君の議長の辞職を許可することを決定いたしました。

副 議 長 若井達男君の入場を認めます。

(若井達男君入場)

副 議 長 ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことを決定いたしました。

副 議 長 暫時休憩いたします。追加日程の資料を配付いたしますので、そのままお待ちください。

(午前9時37分)

副 議 長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時39分)

副議長 追加日程第2、選挙第1号 議長の選挙についてを行います。

事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 選挙第1号 議長の選挙について。地方自治法第103条第1項の規定により、南魚沼市議会議長を選挙する。平成23年11月11日提出。南魚沼市議会副議長阿部久夫。以上です。

副議長 選挙は投票で行います。

副議長 議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

副議長 ただいまの出席議員数は26名であります。

副議長 次に、立会人の指名を行います。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に議席番号9番・今井久美君及び議席番号10番・牧野 晶君を指名いたします。

(「了承」の声あり)

副議長 投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。氏名はフルネームをお願いいたします。

(投票用紙配付)

副議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

副議長 投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

副議長 ただいまから投票を行います。議席番号1番の議員から順番に投票してください。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

副議長 開票を行います。今井久美君、牧野 晶君、開票の立会いをお願いいたします。

(今井久美君及び牧野 晶君立会いの上、開票)

副議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数26票、有効投票26票、有効投票のうち阿部久夫19票、牛木芳雄君7票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は7票であります。よって、私が議長に当選いたしました。

副 議 長 議場の閉鎖を解きます。

( 議場開鎖 )

議 長 ( 阿部久夫君 ) 議長就任の挨拶をさせていただきます。会議中ですので本席にて挨拶をさせていただきます。おそらく今、血圧を測ると200は確か優に超えているほど本当に緊張している状況ではありますが、議長就任に当たって一言ご挨拶させていただきます。

前もって若井前議長さん、本当に2年間ご苦労さまでございました。若井議長さんは何事にもたけているすばらしい議長さんでございました。そうした中、私も2年間副議長として一緒にさせていただきましたことに改めて感謝を申し上げます。

また、先ほどの選挙の結果、私のような本当にわからない中で、こうして同志の皆さんからそれこそ多数の得票をいただき、議長というそれこそ大役を仰せつかりましたことは身に余る光栄とともに、この重責に就いて身が引き締まる思いでございます。

私は13年の塩沢町の議会議員の選挙に初めて挑戦させていただきました。そのとき私はどうしても地域の声、そして一人でも多くの町民の声を行政に届けたい、そういう思いで自ら立候補して当選させていただきました。私はそれぞれ市民の皆さん方から負託されたその声を議会で反映して議論する、それが議員の使命だと思っております。わずか26人の中で、6万1,000人の皆さん方の期待を背負ってこうして選ばれて議場に来ております。当然それぞれの主義主張は違って当たり前だと思っております。そうした活発な議論をすることによって、やはり南魚沼市のさらなる発展につながっていくものと確信しております。そうした中で、私は常に中立公平の立場で議会運営を図ってまいりたいとそういう思いでいっぱいあります。

また、皆さん方と一緒にあって若い人たちから高齢者の皆さんまでが南魚沼市に住んで良かったと、生まれて良かったと、そして県内外から来ていただくお客様にもすばらしい南魚沼市であってほしい、そういう思いでいっぱいでございます。

しかし、議長になったからといって何一つ一人ではできるものではありません。議員の皆さん方と一緒にあって行政とも手を組んで、そして南魚沼市の発展に尽くしていただきたいと、そのようにお願いするところでもあります。最後になりますが誠心誠意努力することを誓いまして、議長の就任の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

( 拍手 )

議 長 ただいま副議長が欠員となりました。

議 長 お諮りいたします。副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し直ちに選挙を行うことにご異議ございませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

異議なしと認めます。よって、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し直ちに選挙を行うことを決定いたしました。

議長 暫時休憩いたします。

追加日程の資料を配付いたしますのでそのままお待ちください。

(午前9時55分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前9時57分)

議長 ここで事務局長より発言を求められておりますのでこれを許します。

議会事務局長 追加日程第3以降の配付案件には議長の指名が記入されておられませんので、各人、当該箇所に「阿部久夫」と議長名を記入されるようお願い申し上げます。以上です。

議長 追加日程第3、選挙第2号 副議長の選挙についてを行います。

事務局長の朗読を求めます。

議会事務局長 選挙第2号 副議長の選挙について。地方自治法103条第1項の規定により、南魚沼市議会副議長を選挙する。平成23年11月11日提出。南魚沼市議会議長 阿部久夫。以上です。

議長 選挙は投票で行います。

議場閉鎖をお願いします。

(議場閉鎖)

議長 ただいまの出席議員数は26名であります。

議長 次に、立会人の指名を行います。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に議席番号11番・佐藤 剛君及び議席番号12番・寺口友彦君を指名いたします。

(「了承」の声あり)

議長 投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。氏名をフルネームでお願いいたします。

(投票用紙配付)

議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

議長 投票箱を点検いたします。

(投票箱の点検)

異常なしと認めます。

議長 ただいまから投票を行います。議席番号1番の議員から順番に投票してください。

(投票)

議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議長 開票を行います。佐藤 剛君、寺口友彦君、開票の立会いをお願いいたします。

(佐藤 剛君及び寺口友彦君立会いの上、開票)

議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 26 票、有効投票 26 票、無効投票 0 票。有効投票のうち今井久美君 19 票、岡村雅夫君 7 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 7 票であります。よって、今井久美君が副議長に当選されました。

議長 議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

議長 ただいま副議長に当選されました今井久美君が議場におられますので、会議規則第 32 条第 2 項の規定により副議長当選の告知をいたします。

議長 副議長に当選されました今井久美君から演壇において当選の挨拶をお願いいたします。

今井久美君 今ほどは大変多くの皆様方からご推挙を賜りました。本当にありがとうございました。大変多くの皆様方、先輩方がおられる中で、副議長という重責を与えていただきました。早いもので 3 町合併してから 7 年目に入ろうとしております。これからの市政運営、議会の運営はある意味で成熟期に入っていき、そんなふうにもとらえているところであります。

先ほどの阿部議長就任の挨拶の中にありましたとおり、大いに議論ができる、また、中立公正の議会づくりに努力していきたいと思っております。これからも阿部議長を支えながら、皆様方のご指導、ご支援をいただきながら一生懸命努めてまいります。皆様方のご支援をよろしくをお願いいたします。これで就任の挨拶といたします。

(拍手)

議長 日程第 5、報告第 5 号 常任委員会委員の選任についてを行います。常任委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、議長においてお手元に配付いたしました名簿のとおり指名いたします。

議長 日程第 6、報告第 6 号 議会運営委員会委員の選任についてを行います。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、議長においてお手元に配付いたしました名簿のとおり指名いたします。

議長 ここで各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長を互選のため、暫時休憩いたします。

(午前 10 時 10 分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員数は26名でございます。

(午前10時57分)

議長 日程第7、報告第7号 常任委員会の正副委員長の選任についてを行います。事務局長に報告させます。

議会事務局長 それでは報告いたします。報告第7号の記の空欄部分に各自ご記入をお願いいたします。敬称は略させていただきます。

報告第7号 常任委員会の正副委員長の選任について、南魚沼市議会委員会条例第8条2項の規定により常任委員会の正副委員長が選任されたので下記のとおり報告する。平成23年11月11日提出。南魚沼市議会議長阿部久夫。記、それでは順番に正副委員長を読み上げます。総務文教委員会委員長・関 昭夫、副委員長・小澤 実。産業建設委員会委員長・山田 勝、副委員長・黒滝松男。社会厚生委員会委員長・中沢一博、副委員長・塩谷寿雄。以上です。

議長 常任委員会の正副委員長については、ただいまの事務局長の報告のとおりでございます。ここで常任委員長から登壇し挨拶をしていただきます。まず、総務文教委員長・関 昭夫君。

関総務文教委員長 ただいま委員会におきまして総務文教委員長の職を賜りました関昭夫でございます。所管の中で議論を深める委員会運営を心がけて頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

(拍手)

議長 次に、産業建設委員長・山田 勝君。

山田産業建設委員長 今ほど産業建設委員会におきまして委員長に選任いただきました8番・山田 勝です。地域の基幹産業である農業、これに対する災害復旧もまだ懸念されるところであります。それに商業、工業、観光と地域の非常に大切な部分を担う委員会であります。そして併せまして地域のインフラ整備の基であります建設、そういった非常に大切な一委員会をその中で活発に意見を交わし合い、そして市民の負託に応えていく、そういう委員会になればと思っております。2年間副委員長でやらせていただきました。これから委員長としてさらに頑張る、皆様の協力を得ながらやっていきたいと思っております。どうかよろしくお願いいたします。

(拍手)

議長 次に、社会厚生委員長・中沢一博君。

中沢社会厚生委員長 ただいま社会厚生委員会の委員長に選任されました中沢一博でございます。本当に大任を、重責を担い、今、身の引き締まる思いでいっぱいでございます。私たち南魚沼市のお一人お一人の社会福祉向上のために、全力で戦ってまいる決意でございます。議員各位におかれましても大変お世話になります。よろしくお願いいたします。

(拍手)

議長 以上で常任委員会の正副委員長の選任についてを終わります。

議長 日程第 8、報告第 8 号 議会運営委員会の正副委員長の選任についてを行います。事務局長に報告させます。

議会事務局長 朗読を省略しまして当選者のみ報告させていただきます。敬称を省略させていただきます。

委員長・井上智明、副委員長・鈴木 一。以上です。

議長 議会運営委員会の正副委員長については、ただいまの事務局長の報告のとおりであります。ここで議会運営委員長・井上智明君から登壇し挨拶をしていただきます。

井上議会運営委員長 ただいま議会運営委員長に選任していただきました井上であります。もとより浅学非才の身ではありますが、スムーズな議会運営、融和のとれた議会運営にまい進し努力してまいるつもりであります。皆様のご理解とご協力をお願いしまして挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

(拍手)

議長 以上で議会運営委員会の正副委員長の選任についてを終わります。

議長 暫時休憩いたします。追加日程の資料を配付しますのでそのままお待ちください。

(午前 11 時 05 分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 07 分)

議長 南魚沼市長から新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員 1 名及び魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員 1 名の選出依頼が本日付でございました。

議長 お諮りいたします。新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について及び魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、それぞれ追加日程第 4 及び追加日程第 5 として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について及び魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員選挙についてを日程に追加し、それぞれ追加日程第 4 及び追加日程第 5 として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

議長 追加日程第 4、選挙第 3 号 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを行います。

議長 お諮りいたします。選挙の方法については地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

議長 お諮りいたします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

議長 新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に中沢一博君を指名します。

議長 お諮りいたします。ただいま議長が指名しました中沢一博君を新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました中沢一博君が新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

議長 ただいま新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました中沢一博君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

議長 追加日程第5、選挙第4号 魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員の選挙についてを行います。

議長 お諮りいたします。

選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

議長 お諮りいたします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

議長 魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員に中沢一博君を指名します。

議長 お諮りいたします。ただいま議長が指名しました中沢一博君を魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました中沢一博君が魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員に当選されました。

議長 ただいま魚沼地域特別養護老人ホーム組合議会議員に当選されました中沢一博君が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

議長 暫時休憩いたします。

(午前11時13分)

副議長(今井久美君) 議長を交代いたしました。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時13分)

副議長 　　ただいま、議長阿部久夫君から常任委員会委員を辞任したい旨の辞任願が提出されました。

副議長 　　お諮りいたします。議長の常任委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更し直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議長の常任委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第6として日程の順序を変更し直ちに議題とすることに決定いたしました。

副議長 　　暫時休憩いたします。追加日程の資料を配付しますのでそのままお待ちください。

（午前11時15分）

副議長 　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時16分）

副議長 　　追加日程第6、許可第1号 議長の常任委員会委員の辞任についてを議題といたします。地方自治法第117条の規定によって阿部久夫君の退場を求めます。

（阿部久夫君退場）

副議長 　　事務局長に辞任願を朗読させます。

議会事務局長 　　平成23年11月11日、南魚沼市議会副議長今井久美殿。南魚沼市議会議長阿部久夫。辞任願 このたび社会厚生委員会委員に選任されましたが、議長という職責上委員を辞任したいので許可されるようお願い出ます。以上でございます。

副議長 　　お諮りいたします。本件は申出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、阿部久夫議長の常任委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

副議長 　　阿部久夫君の入場を認めます。

（阿部久夫君入場）

副議長 　　このまま暫時休憩いたします。

（午前11時18分）

議長 　　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時18分）

議長 　　お諮りいたします。本会期中の付議事件は会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略し、また議案等に対する市長の提案理由説明は予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本会期中の付議事件は委員会付託を省略し、議案等に対す

る市長の提案理由説明は予算及び人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し担当部長等による説明といたします。

議長 日程第9、第28号報告 専決処分した事件の報告について（塩沢小学校大規模改造（建築）工事請負契約の変更について）を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 第28号報告 専決処分をした事件の報告についてをご説明申し上げます。本件は平成23年3月定例会におきまして第45号議案として同意議決を賜りました小改造第1号塩沢小学校大規模改造（建築）工事請負契約の変更につきまして、市長の専決処分の指定第3項の規定に基づきまして専決処分をさせていただきましたのでご報告を申し上げるものでございます。

3ページの専決処分書をご覧いただきたいと思います。請負金額を737万8,350円増額させていただきまして、請負契約金額を1億7,485万3,350円とさせていただいたもので、23年9月27日専決処分をさせていただいたものでございます。

5ページに資料で建設工事請負契約の変更契約がございますのでご覧をいただきたいと思っております。相手方は6ページになりますが、高橋・割田・町田特定共同企業体でございます。

工事変更概要について若干ご説明を申し上げます。9ページをご覧いただきたいと存じます。2の変更の内容に低学年棟、管理特別普通教室棟、体育館棟までそれぞれ増減の記載がございますが、大きなところで合計欄の上2行目でございますが、体育館棟の外壁塗装等で487万円余りの増でございます。3の変更理由後段に記載がされておりますが、外壁を詳細に調査したところ、予想以上に傷みが激しく将来躯体に影響が出ることが懸念されるということから、今般外壁の塗装工事をここで一緒に改修させていただこうというものでございます。10ページから17ページまでは関係の変更図面が添付されておりますので、ご覧をいただきたいと存じます。以上で説明を終わります。

議長 質疑を行います。

岡村雅夫君 今ほどの9ページの部分についていまい少し詳しく説明を求めたいと思っております。数量の項目を見まして、一式減とか一式増こういう形が出ております。これについては当初の調査の段階でこれが見分けられなかったのかどうか、ひとつお聞きいたしたいと思っております。

それからメートル数とかそういった数値がありますが、これについては私たちはこれだけ示されてもわかりません。例えばひび割れ改修工事について低学年棟のところで見れば、何百メートルの中の68メートルということであればもう軽微なものだなというような形がわかります。そういう点でいまい少し、数値を示している部分に関しては詳細を示すべきではないかというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

それからもう1点は、設計業務委託をされているわけでありましてけれども、当然調査が入っているわけです。調査をしての設計であります、調査をした中でこういった増減を積算するわけでありまして。そうした中で設計業務というのは増工あるいは減額の業務まで含めた

契約をされているのかどうか。これがもし完璧だったとしたならばこの計算はいらないわけでありますので、そうした場合設計料等に増が生じるのではないかなというふうに私は単純に考えたのですが、当然こういうことはあるわけだということで当初から見込んだ設計委託をしているのかどうかひとつお聞きいたします。

学校教育課長　ご質問にお答えをいたします。まず設計段階等変更の段が出ているという部分についてでございますが、大規模修繕でございます、非常に多岐にわたる修繕部分でございますので、実際に現場調査に入ったときに確認をした段階で変更が出たものでございます。

それから変更概要にあります数量でございますが若干説明をさせていただきます。上段から屋上パラペットアングル、この辺のところは当初170メートルが120メートルと、50メートルの減というようなことでございます。それから雨どい、これは当初はなかったのですけれども、現場で近くで見ましたら非常に・・・(「意味が違います。一切減ですから、1,200メートルの中の何々が減という意味ではないというふうに私はとらえています。もう1回そのパラペットを」の声あり)アルミアングルですけれども、170メートルが120メートルになって50メートルの減ということ、それとアンカーピンニングということでモルタル浮き部の樹脂注入というものがありますが、これについては218か所予定していたのですが、実際のところはゼロで良かったということでまとめて一式減というふうにさせていただきます。よろしいでしょうか。

雨どいについては足場を組んだ段階で近くで見ますから、見たところ非常に破損が多かったということで、当初はなかったものを4か所そっくり全て増工したということでございます。玄関天井でございます。これも当初なくて32平米ほど洗浄、補修、塗装ということでさせていただきました。便所点検口、当初なかったもの3か所増工いたしました。外壁ひび割れ改修については当初ありませんでしたが68メートル増工をさせていただきました。

次の管理棟部分でございますが、これもパラペットのアルミアングルを657メートルのところを270メートルとなり387メートルの減と。それからアンカーピンニングということで、820が738か所ということで37か所の減ということでございます。それから雨樋飾り、当初ありませんでした15か所の増です。それから玄関天井を当初なし、206平米の増でございます。これも洗浄、塗装含まれておりましたので一式ということでさせていただきます。便所、当初なしのものを点検口1か所と空調取り付け、取り外しというもので一式そっくり増でございます。

体育館です。足場1,870平米が2,035平米、165の増と。軒先、これが103メートルあったのを全て減。次の軒先補強89.2メートル全て減。緞帳装置、当初なし、そっくり増と。緞帳たたみ上げ、当初なし、一式増と。それからサッシクリーニング、ガラリー網戸でございますが、当初なかったものサッシクリーニング402平米の増、ガラリーが6枚の増とそっくり増でございます。外壁部改修ですが、これが当初なかったもの1,858平米そっくり増と、外部タイル改修は玄関当初なし一式増ということでございます。

それともう1点の委託監理の件でございますが、委託監理につきましては全て工事設計図書、照合、確認、報告、工事監理報告並びに変更にかかる部分についての判断でございますが、全て設計監理者が行うということで業務内容に謳っております。以上でございます。

岡村雅夫君 ありがとうございます。例えば屋上パラペットアンカーピンニングという、これについては一式ということになると全てということになります。そういう点ではちょっと表記の違いがあるなというふうに思いますが、ひとつお聞きしておきます。

それからひび割れとかいろいろ、現場に立ってからの増工が大分見受けられます。私はそういった設計屋さんが調査をした、それをどこで担当がその数値等をチェックしているのかどうかということが、ちょっと曖昧なためにこういうことが起きているのではないかなというふうにしたたけにお聞きするわけでありまして。内幕をもし聞かせていただけるならば、設計屋さんが調査をし数値化したものがどの程度改められて設計委託をしているのか。あるいは価格が決定されているのか。かなりの変動が、担当者がやったがために漏れなく網羅して積算された経過があるかどうかひとつそこをお聞きします。

要は予算が先で、要するに基本設計がされて予算組みがされて、それをこなすのみという感じなのか、まだまだ出ますよという感じでチェックができるのかどうかというその辺をひとつお聞きします。

私は設計屋さんが調査をしたものを、数値化したものを即入札にかけているということになるとするならば、設計者のやはり調査不足という部分も出てきてしまいますので、その辺が担当者のチェック機能がどこまであって、また上積みなりが事前にできるかどうかというあたり、そのプロセスをひとつお聞きしたいなというふうに思います。

もし、先ほども申し上げましたが設計業務がそれで完璧ということになれば、そういった事務等がいらぬわけでありまして。私も実際自分で増工とかそういう形をやるときには非常に神経を使いまして、普通の業務量とは違います。まず承認をとらなければならない。設計屋さん自体が施主というか市の了解をとらなければならないわけですし、そしてそういった非常に通常の事務とは違うなというふうに私は考えております。そういう点やはり事前にお互いきちんとチェックをした数値が、仕事量が確保されているのかどうかというあたりが、やはり問題かなというふうに考えましたのでお聞きします。以上です。

学校教育課長 まず一式という表現でございますが、私どももこの修繕工事は非常に細かい部分があって、なかなか1点1点をするとならぬページにもなってしまうということで、わかりやすくなるというようなつもりで一式という表現をさせていただきました。もう少し記載の方は注意していきたいなというふうに思っています。

それからまた2点目の設計屋さんが調査をして設計を上げるわけですがけれども、担当の市の職員がどこまで見ているかということでございます。これにつきましては職員も全て専門家でございますので、なかなか細かいところまで見切れておりません。ただ、どこの部分かどうだということについては確認をして、完璧に確認をできるというものではございませんが、確認をしているつもりでございます。

それから3点目の予算が先か設計がどうかということでございます。私どもはまず現場を見ていただいて設計者から設計をしていただいて、その上でどのくらいかかるという部分を出してから予算を計上しているわけでございますので、最初に額がありきということではございません。

それから4点目。専門家に・・・ちょっと忘れてしまいましたが、それから5番目の業者さんが変更をするわけでございます。そうした場合には施工業者がまず監理設計委託業者、それから市の方にこういうものをこういうふうに変更したいと上げていただいたものを、さらに設計監理業者が確認をして、これは変更でよし、あるいはこういった別のものにする、あるいはしないという判断をしてもらっておりますので、手続を踏みながら進めさせていただいているということでございます。

不足の部分はちょっと忘れてしまいましたが追加で教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

岡村雅夫君 一番前段の話については数を書けばそれでいいわけであって、一式ということは全部ということで、全部ということは要するに当初計画が間違っていたということで、何々予定だったけれども170のところを120で済んだと、こういうことだと思います。そういったことを言うわけでありまして、一式減ということは、あるいは一式増ということは、計画外のことになったとこういうことだと思います。

例えば舞台装置ですね。これを緞帳の関係で方式をまるっきり変えているわけです。事前に設計を何といひますか、調査を依頼する、設計業務を依頼する前に決めておかなければならない問題ではないかなというふうに私は思います。要するにこれは一式増ですから、工事変更なんてものではないですよ。そういう点やはり先ほど申し上げたチェックと言いながらも要するに計画がまずどうあったのかと。そしてそれが数値化された、それからまた予算もあると思いますけれども、こういった項目を入れて何とか収めたいというのが確か係の仕事だと思うのです。そういう点では一式増の部分についても非常に外壁でこれだけ塗装する、体育館ね。体育館は塗装って下の部分ですよ、外壁というのは屋根から下の部分ですが、破風の高いところの部分がすごく塗装し直したというのか。そうではないというふうに私はこれを見ますけれども、非常に依頼する段階での調査が薄いのではないかなというふうに感じます。それについてお聞きしておきます。

教育部長 設計事務所に委託します。そのとき担当者、より多くの工事实績がある技術屋がうちにいますので、かなりの実力のもとにチェックをしております。それと変更のたびに設計事務所任せではなくきちんと確認はしております。

見解の相違というか甘いと言われるかもわかりませんが、大規模改修等で工事中に追加で気付いたものについては、今までも当然設計事務所の提案のもとに担当者がこの工事の中で増工していこうという判断をしながらここへまとめてきました。ということで設計事務所任せではありません。担当もしっかりした実績のある者が積み上げてきました。その辺の甘い甘くないについては、甘いという言い方をすれば甘いかわかりませんが、我々としては今ま

での工事の進め方もこのようにやってきましたし、そう問題がないというふうに思って進めてまいりました。以上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 以上で専決処分した事件の報告について(塩沢小学校大規模改造(建築)工事請負契約の変更について)の報告を終わります。

議長 日程第10、第29号報告 専決処分した事件の報告について(六日町中学校校舎耐震補強工事請負契約の変更について)を議題といたします。説明を求めます。

総務部長 第29号報告についてご説明を申し上げます。本件は3月定例会におきまして第46号議案として同意議決を賜りました中耐震第1号六日町中学校校舎耐震補強工事請負契約の変更につきまして、市長の専決事項の指定第3項の規定に基づきまして専決処分をさせていただきましたのでご報告を申し上げます。

3ページの専決処分書をご覧いただきたいと思います。工事請負金額を151万4,100円増額させていただきました。請負契約金額を2億3,251万4,100円とさせていただいたもので、10月21日専決処分をさせていただきました。5ページに資料で契約書の写しが添付されておりますが、相手方は6ページになりますが新潟砂利・泉工務店特定共同企業体でございます。

工事変更概要について若干申し上げます。2の変更の内容に丸で普通棟耐震補強工事から丸で補強部外給排水関係改修工事まで、それぞれ増減の記載がございますのでご覧をいただきたいと存じます。大きなところで中ほどより下の丸で周辺地盤改良工事の部分で既存周辺施設の機能確保のため排水側溝、排水桝、アスファルト舗装などの増工が410万円ほどの増でございます。併せて3に変更理由が記載をされておりますのでご覧をいただきたいと存じます。10ページには関係の変更図面が添付されておりますので、これもご覧をいただきたいと存じます。以上で説明を終わります。

議長 質疑を行います。

岡村雅夫君 同じ質問になりますけれども、何台のところ何台増とか、やはりどの程度の量なのかわかりませんので、もう1回お願いします。

そして、一式増とかという問題につきましては、要するに仕事量以外の仕事でありますので、私は設計業務が増えたものというふうにとらえます。そういった配慮がやはりこれからきちんと必要ではないかなというふうに思います。業者サイドの仕事量に関して増減でこうして綿密な増工が出てお金になるわけでありまして。あるいはお金にならない場合、減の場合はない場合もありますけれども、設計業務についてはその辺ちょっと想定していないものが出た場合は、私は当然増であるべきだなというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

教育部長 数量の件に関しては課長の方で説明しますが、委託料の件についてご説明し

ます。設計については設計委託と監理委託ということで分かれておりますもので、設計委託の終わったものについて監理契約をしております。その監理契約の業務内容の中で、変更等については整理し報告し積み上げることというこの業務内容で契約しておりますもので、我々としては変更の必要性がないというふうに判断しております。

学校教育課長 工事概要の数量の細かい部分でございます。先ほどと同じようにちょっと説明をいたします。まず普通棟でございます。仮設エアコン、生徒の暑さ対策ということで当初が8台でございましたが12台に変更いたしました。Uカットシーリング201.5を410.5メートルで209メートルの増でございます。それから囲金物、当初なしを6か所そっくり増です。

それから特別棟ひび割れ、当初35メートルを51.6メートルで17メートル増ということです。それから管理棟ひび割れ、当初125を121.8ということで3メートルの減。

床下地盤でございます、普通教室棟1,120を957立米、特別棟650を554立米、管理棟620を439立米ということで、沈下は一定でなくて見積りが難しかったということだと思っております。

それから周辺地盤改良でございます。排水側溝でございますが、当初474メートルを511メートルということで38メートルほど増と。それから舗装については2,370が2,743ということで373平米ほど増でございます。それから擁壁でございます。280メートルを238メートルということで42メートルの減、コンクリート舗装703平米を675平米で118平米の減ということでございます。

架空配線、当初ございませんでしたのでそっくり増でございます。近くの地盤沈下がひどかったということによるものでございます。

渡廊下の改修ですが当初ございませんでした。そっくりジョイント部、軒天等の改修をいたしました。

それから手洗設置等ですが、当初なしでそっくり増工でございます。以上でございます。

岡村雅夫君 また同じような話で申し訳ないのですが、普通は工事変更というのは軽微である、あるいはまた今のように一式ということでまるっきり別途ですよ。ジョイント部分なんてのは結構設計的には仕事量がある仕事だと思っておりますけれども、そういったのが先ほど部長の話では一切監理に入っているのだというような話です。当然もう見込まれるということであるならばそれで私はいいのですけれども、一式増というような形で出るものに関しては、やはり新たな仕事というふうにとらえた方が、私は負担を増大させていかないということにつながるのではないかなというふうに思いましたのでお聞きしました。所見を伺っておきます。

教育部長 先ほど説明したとおり、2本の委託契約でしてありますものでさっきの説明のとおりですが、岡村議員の言われるように多額の工事量の多い設計が出たときの対処として、もう1回設計の項目を起こしてということも考えられますが、我々は今までの計画からいきますと監理契約の中で設計事務所にご苦労いただいてという業務内容をしていましたもので、

今までそういうことをやったことがありませんし、これからについては極力こういう多額の変更のないようなことに努力をしながら、できれば監理契約の中で収めるような努力をしていきたいなというように思っています。以上です。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

議長 以上で専決処分した事件の報告について(六日町中学校学校校舎耐震補強工事請負契約の変更について)の報告を終わります。

議長 昼食のため休憩といたします。午後の開会は午後1時ちょうどとさせていただきます。よろしくをお願いします。

(午前11時51分)

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

議長 日程第11、第88号議案 平成23年度南魚沼市一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第88号議案の提案理由を申し上げます。主な今補正予算の内容といたしましては、7月末の新潟福島豪雨災害復旧につきまして、9月の定例議会でもそれぞれ議員の皆様方からもご要望をいただきました事案に対しまして、スキー場の災害復旧支援、集落集会所・共同墓地復旧支援、商業関係の皆さんを主とした被災お見舞い、農業機械修繕補助、これらの支援施策を講ずることといたしまして、財源といたしましては予備費を充てたいものであります。歳入・歳出予算の総額にそれぞれ405万円を追加して予算総額を歳入・歳出それぞれが382億8,557万5,000円としたいものであります。

なお、本予算には直接関係ございませんけれども、予算全体的なことについて関連がございますので、ここで南魚沼市職員の23年度の人事院勧告についての取り扱いについてご説明を申し上げます。国家公務員給与では去る9月30日に人事院勧告が行われ、例月給引き下げ改定、特別給は改定見送り、こういう勧告があったところであります。

民間比較の結果、これは国の給与が率にして0.23パーセント、額にして899円民間の給与を上回っていたということでもあります。これを受けまして、国におきましては10月25日の給与関係閣僚会議で公務員の給与改定に関する取り扱いを検討し、同28日の閣議において人事院勧告を実施するための給与法案は今国会に提出をしないという閣議決定をしたところであります。なお、独自に7.7パーセントの復興支援費の財源捻出のために公務員給与の引き下げを行うということでもあります。

また、新潟県におきましては県の人事委員会は10月28日公民給与の格差の状態、状況等を考慮いたしまして、給料表と期末勤勉手当双方について給与水準の改定は行わないという発表、勧告をしたところであります。

こうした中で南魚沼市は今日まで国公準拠ということでやってまいりました。引き上げも

引き下げも国の人事院勧告、それに基づいて国家公務員が引き上げる時は引き上げる、引き下げるときは引き下げるという形で実施をしてきたわけでありましてけれども、今回は度重なる災害への対応、そして今申し上げました国県の動向、これらを総合的に勘案して給与改定は実施をしない、給与条例一部改正のご提案をしないということに意思を決定させていただきました。

職員におきましては厳しい社会経済情勢の中で改めて全体の奉仕者としての自覚を持ちまして、厳正な規律と高い倫理観を保持しつつ、公務能率の増進、そして行政サービスの一層の向上に努めるよう、そしてまた公正かつ円滑な業務執行に取り組んで市民の期待と信頼に応えるよう希望するところであります。以上、人事院勧告の取り扱いについてご報告を申し上げます。

なお、これを実施しない場合の年間総額であります。一般職では670人でありまして、率を計算していきますと約950万円、市全体ですと975名でありますので、約1,400万円の減額を行わないという形でありましてご参考にしていただきたいと思います。

人事院勧告につきましては以上であります。この補正予算の詳細につきましては総務部長に説明させますので、よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

総務部長 一般会計補正予算第4号についてご説明を申し上げます。

8ページ、9ページをお願いいたします。2の歳入の事項別明細書でご説明を申し上げます。14款2項2目民生費県補助金では安心子ども基金事業県補助金として、私立認定こども園等施設整備事業、金城保育園にかかる部分でございますが、追加分の補助を受け入れまして201万円ほどでございます。6目商工費県補助金では県観光基盤整備事業として五十沢キャンプ場ほか整備に対する補助の増の分の計上100万円でございます。14款3項2目民生費委託金であります。障がいを持つ皆様の生活のしづらさを調査するという事で委託金13万円ほどの計上でございます。

20款市債であります。1目ではまちづくり建設事業債90万円、私立認定こども園等の整備費にかかる財源としての起債でございます。以上が歳入補正でございます。

10ページ、11ページをお願いいたします。事項別明細3歳出からご説明を申し上げます。3款民生費1項2目心身障がい福祉費であります。丸の心身障がい福祉一般経費13万円ほどは先ほど申し上げました障がいを有する皆様の生活のしづらさに関する調査委託経費ということで、六日町地域では上町1丁目2区、大和地域の北区において実施をするという予定にしております。

2項4目児童福祉費 児童福祉施設費の丸の児童福祉補助負担金事業であります。歳入で申し上げました金城保育園にかかる施設整備の補助金でございます。

4項1目災害救助費の部分では6,885万円ほどの計上ですが、7月の豪雨災害支援として5点にわたる経費の補正をお願いしたいものでございます。概略を申し上げますと、一つ目は集落集会所施設の災害復旧補助制度の創設ということで、2分の1の補助率で10

0万円限度。今は5集落の予定でございます。二つ目は共同墓地の災害復旧補助制度の創設ということで、同じく2分の1の補助率で100万円を限度とさせていただき予定です。浦佐ほか3か所の予定でございます。三つ目は観光施設災害復旧事業補助制度の創設ということで、4分の1の補助率で2,500万円を限度といたしまして八海山スキー場ほか5か所の予定でございます。四つ目は被災農業機械修理費等補助制度の創設でございますして2分の1の補助率で最高25万円を限度といたしまして70件程度予定をしております。以上で5,885万円の計上でございます。

五つ目は事業者被災見舞金の支給を行いたいものでございます。被害額に応じまして被災見舞いの金額を3万円、5万円、7万円と区分をいたしまして差上げたいというものでございます。およそ280件を予定しているところであります、1,000万円の計上でございます。

9款1項3目の防災費では丸の防災一般経費といたしましてFMラジオの難聴地域、特に浦佐の西山地区であります。解消のための電波状況を調査するための委託料50万円ほどでございます。

12、13ページをお願いいたします。11款災害復旧費3項1目豪雨災害公共施設応急復旧費の450万円であります。八海山麓スキー場ゲレンデ災害復旧工事の費用の計上でございます。

14款予備費でございますが、今回の補正の財源として予備費を充てさせていただきため、7,296万5,000円の減額補正ということでございます。以上が歳出の部分でございます。

4ページをお願いいたします。第2表、地方債の補正でございますが、歳出でご説明申し上げました部分の財源手当として一番上の合併特例債でございますが、90万円の増としまして表のように変更をお願いいたしたいものでございます。

1ページに戻っていただきまして以上から補正4号につきましては歳入・歳出それぞれ405万円を追加とさせていただきたいものでございます。以上で説明を終わります。

議長 質疑を行います。

牧野 晶君 本題ではなくて前段の部分の人勤についてせっかくですので、説明があったのでさせていただきますが。それこそ過去2年、私はちょっと給与のことは言っていないのですが、前の任期のときに結構言ったのです。その中で市長の方は人勤に準拠していくということと言われていて、人勤を守っているからこれからは独自でどうのこうのするつもりはないというふうな回答でした。

今の答えの中で、それこそ今回は国の方の動向を見ながらということだと思っております。では国の方の動向が決まったらどういうふうにしていくのかについてまず聞きたいのと、あとそれともう一個聞きたいのは、当時それこそリーマンショックでこちらの方にも結構な被害、下降があったわけですね、経済下降があったわけです。今回そうして東北、東日本大震災でこちらの方もやはり結構な景気の落ち込みがあるわけですが、国の方は東日本大震災の

ことで人勸を今回は無視して別のところで自分たちでやろうと。ですけれども、市の方はそれに準じていくということですが、当時でも市の方で景気がいくら悪くなっても人勸を守っていくのだというふうな市長答弁をしていたわけですが、例えばリーマンショックのときの不景気と今の不景気どちらが強いと思っているのか、そのところの感覚をちょっと私は聞かせていただきたいわけですね。

例えば今の東日本の大震災の景気の方がリーマンショックよりもまだ緩いということになれば、ちょっと私はどうなのかなというふうな思いがありますし、リーマンショックの方が緩かったということであれば、国の方はそれよりも強いときに人勸を無視して、市長もその人勸を無視する決断になっていくのかなという点はわかるわけです。ちょっと市長の説明の考え方をもう少し詳しく聞かせていただきたいと思うのですが。

市長 ちょっと舌足らずであったか、聞き手の粗相とは言いませんがあれだったかですが。先ほど申し上げましたことは、国が0.23パーセント、国の人事院はですね、給与を下げるようにという勧告を国にしたわけでありまして。しかし、国は国家公務員については先ほど触れましたように、東日本大震災の財源の一部として公務員給与を下げて1,200~1,300億円ですか、それを充てるということで人事院勧告の部分は今回実施しないで独自の引き下げを行うとこういうことでもあります。

私はそれを見てということを行ったわけではありまして、今回いわゆる人事院勧告に従いますと約0.23パーセントの引き下げということになるわけです。なぜ引き下げをしないで勧告を無視ということではありませんが、これはご承知のように今年1~2月の豪雪、3月の東日本大震災、そしてとどめとして7月末の新潟福島豪雨、職員が非常に、まあ当たり前と言えども当たり前でありますけれども献身的な努力をしていただいた。

そして引き下げの幅も0.23でありますから先ほど触れましたように、一般職であると1,000万円弱、全職員を入れても1,400万円。こういうことでもありますので、今回は私の考え方として職員の士気のためにも、そしてやはり相当の苦勞、難儀をしたわけですので、そういうことに応えるためにも今回は引き下げを実施しないということで決定をさせていただいたということでもあります。

なお、県内の20市の動向としますと、引き下げをしない、いわゆる勧告をしないというのが大半であります。これは後からついてきたことでもありますけれども。ですので、人事院勧告国公準拠ということはずっと申し上げてきましたが、今年に限ってはいわゆる特殊であったと、そういうことをご理解をいただきたいと思っております。

それから大震災とリーマンショックというこれはどちらがどちらとは言いませんが、リーマンショックの場合はいわゆる良くなっていくときの部分というのは全く見えなかったわけです。この震災は今本当に大変ですが、これから震災復興が本格化いたしますと相当の財政出動が出ますので、景気的には今は大変ですがトータル的に考えていけば、リーマンショックの方がいわゆる国全体の景況感が悪くなっていたということだと私は思っています。

今はなかなか東日本大震災等もあって大変ですけれども、これからやはり光も希望も見えるわけです。リーマンショックの場合はなかなかそれが見えずにずるずるきて、今も円高とかそういうことの連鎖につながっているわけですので。比較はできませんけれども、今回の方が先に希望が見えるという点では、何ていいますか景気とかそういうことの及ぼす影響は限定的だろうと、短期的だろうという思いであります。

牧野 晶君 市長の答弁は非常に自分の思いを的確に言われたなという思いはあるわけですけれども、ただ、今までずっと準拠する、準拠すると言っていたのが今回これをしなくなると、では市長の裁量でもうばんばん決めていっていいという考えでいるわけですか。今回だけは特別というのは 私は自分の中でずっと、もうちょっと時期がくるまで給料のことは言わないにしようというふうな思いがあったわけですけれども、市長の方からこうしていくのだという方針が出るのであえてかぶせていきますけれども 次、例えば景気が悪くなった、この市内の景気が悪くなったときとか、そのところとかでは例えば給与カットをして、市内の業者さん、市内の例えば商工業とかにうまくそれこそ支援をしていくことを考えているのか。

やはり、それなりに市長だって冬の豪雪もそうだし、3月の地震もそうだし、あとはこの水害でもいろいろな施策をしていますけれども、実際景気が良くなったところもあれば、悪くなっているところもあるわけです。まあ、ここで要は言い方は悪いですがけれどもお手盛りみたいなふうにとられると、もう大変なのではないのかなというふうな思いがあるわけですが、簡単に言えばお手盛りと見られたときどういうふうな言い方をするのですかという点を聞いてみたいのですが。

市長 給与の改定は本来的には法律で決まっているものではありませんで、首長の判断であります。例えば人事院勧告が出てそれを無視してそれで別に法律違反でも何でもないわけでありまして。ただ、そういう部分が後々の交付税 いわゆるそれだけ余裕があると見られれば、それは交付税の部分ではある程度減額という部分も出ないばかりではないということはあるわけですが、本来が職員の給与というのはその所々の自治体の首長の判断でありますので、これは特別法令違反とかそういうことではありません。

ただ、私は今まで国公準拠ということを守ってきたわけでありまして。今回はお手盛りと取られるか否かそれはわかりませんが、私はやはり職員、この皆さん方の今までの職務に遂行していただいたその努力を大きく評価して、しかも、額そのものが市の財政に大きく影響を与えるということではございませんので、今回は職員の思いでなくて、これは私の方が一方的に思い込んでいるわけですけれども、働きに応えたというふうにご理解いただきたいと思っております。

お手盛りというふうにとられるか否か。これは今の災害対応等も含めて市民の皆さんがどう判断するかわかりません。わかりませんが、私はこれをお手盛りというふうにする市民はそう多くはないだろうと思っております、一人の方を除けばですね。それは冗談です。それから、職員の給与、私たちは財政が非常に厳しくなったとき、どこもやらないときに一番最

初に5パーセントカットという部分をやったわけです。これは景気が良かった、悪かったという意味ではありません。市の財政が非常に厳しくなる。今ここで立て直さなければこれは将来禍根を残す、そういう思いの中でやらせていただいたわけでありませう。

景気が悪くなったからその景気の動向に左右して毎年下げたり上げたりするということはいりません。その部分はいり院が国全体を調査して官民企業の格差がこのくらいあるということですから、それは今まで国公準拠の中でやってきた。景気対策のための給与の引き下げとかそういうことはするつもりはございません。あくまでも財政がどう推移をしていくかということを見通しながら、もし下げの場合はこういう状態だから職員も今ここで踏ん張っていただいて、市の財政を立て直すためには協力してほしいということをお願いするわけでありませうので、景気動向で職員給与がどうだこうだということはいり余り申し上げるつもりはございません。以上であります。

牧野 晶君 ではちょっと、公務員の給料は首長が決めることができる、それこそ自治体で決めることができるということをお願いするわけですが、私はその主張を過去にしたわけですね、過去の4年間の任期の中で。その中で組合さんの方は余り文章的にはあれだったのだけれども、こういうことを言われる組合の方もいたのです。要は法律で決まっているのだよと。いり院勧告とかそういう点を言っていたのだけれども、市長はその認識で、今回組合の方は何て言っているのかなと。私は当然組合と相談したと思うのですが、組合の方は市長がもっともだというふうに言っているのか、どういうふうに言っているのか。もし、相談をしたのであればちょっと聞いてみたいのと。

あとそれと財政が悪くなったからやった、どうしようもならなくなったのでやったというのは、それはそれでわかる点もあるわけですが、市民が本当に要はアワをすすっていると、公務員さん、公務員のこの役所の職員がステーキを食っているなど ステーキという言い方はちょっと乱暴かもしれないけれども、米を食っているなどということをお願いする暗に、そういうときであってもしないよというふうには聞こえる点もあるのですよね、財政が悪くならない限りはしない。市民の方でアワを食わない限りはしないというふうにはちょっと取れてしまうのですが、もう少しそこをうまく話をさせていただきたいなという思いがあるのだけれども、以上2点ですがお願いします。

市長 いり院勧告は国に対しては法律的な部分で憲法といったか、いわゆる法律か。法律で定められておりますので、国に対しては法的な根拠というのはございません。我々に対しては法的な根拠はないわけでありませう、ですから県は県で独自に県のいり事委員会を持って勧告を行うわけですが。ただ、市町村はなかなかそういう機関を持つことができませんので、今までは国あるいは県の勧告、いり院勧告に準じてやってきたわけでありませう。ですから、法律的には全く問題はないと。

それから組合には一切まだ相談はしてありません。今日こうして公表するわけでありませう、何て言うかというのはいりはわかりませう。

それから何だったか・・・市民の皆さんがアワやヒエを食べて職員だけが白米のおいしい

コシヒカリを食べてということですが、そういう状況がもしあるとすれば、それはやはりきちんと考えなければならないことでもあります。市民の皆さんに例えば今回の災害であっても、何もしないでそして職員だけを厚遇する、優遇するということは絶対するつもりはございません。当然市民の皆さん方の税金で成り立っているものですから、市民の皆さんにも納得は100パーセントいったかいかないは別にして、相当の手当をしながら今回はこういうことをやらせていただきたいということでもあります。

ただ、それは比較してずっときたわけではなくて、それはそれとして先ほどの補正の中で総務部長が説明しましたように、やはり市の産業を守る、あるいは被災された皆さん方の心情に少しでもやはり配慮をしたい。そういう思いからでありまして、これと職員の今の勧告実施をしないということは全く別問題で考えていただきたいと思います。状況が市の財政ということはさっき触れましたし、いわゆる景気状況が本当にひどいことになって、さっき言ったように、とてもとても市民の皆さんも普通の生活が成り立たないなどということがもしあるとすれば、そういう現実に遭遇し直面したときは、それは当然でありますけれども、職員にもそれ相応のことは求めなければならないとは思っております。

中沢俊一君 腰の据わらない質疑になりますが、お許し願いたいと思っております。10ページ、11ページの3款民生費災害救助費に関連したことでありますが、スキー場関連への補助も市長が踏ん切ったということは、議会の提言を尊重していただいたと深く評価申し上げます。

関連ですが、例えば事業所があるわけですし、かなり大規模な被害を受けたところが幾つかある。こういうところにしてみますと、それでなくても青息吐息でやっていたのにこの災害だと。せめてここで新しく復旧、まあまあ設備投資をする場合については利子補給の分であるとか、これからかかってくる復旧にかかる何ていいますか、固定資産税分くらいについては何とかならないものかなというような声が上がってきていました。将来的になりますが、その辺のことを市長は念頭にあるのかどうか聞かせていただきたいと思います。

市長 いわゆる一般人家ではなくて事業所、あるいは旅館、こういうところで大きな被害を受けたという部分も承知をしておりますし、先ほどちょっと触れましたようにそういう床上でない、復旧いわゆる床上だと30万円とかというあの補助制度という支給金、それにも該当しない、そういう皆さん方をどう扱うかということでもちょっと議論してきたわけであります。主に今ほど申し上げましたのは商店で、当然ですけれども住家ではそういう部分がいっぱいあります。そこに水が床下で浸水して商品が流されたとか、いろいろの被害が出ていたわけでありまして、そういう皆さんに対してはなかなか被害の額をきちんと算定をして、そして率でということが難しい面もありましたので、お見舞金として些少でありますけれども差し上げようということでもあります。

さっき議員がおっしゃった復旧、復興のための資金を借り入れる際の利子補給ということでもありますけれども、これは前の議会のときに確かご説明申し上げましたが、利子補給をするよりは保証金免除の方がいわゆる有利だということで、保証金免除の制度はずっとそれに

該当させようということで決定をしております。

それから固定資産税、いわゆる償却資産ということになりますが、これらについてはなかなか減免の具体的な部分がわかっておりませんので、これは個々の相談に応じさせていただこうと思っております。全体的にこうするという事はなかなか申し上げられませんので個々のご相談。ただ、災害等を受けますと税の方での減免措置というのは確か出てくるわけですね。その辺も勘案しながら、もし、もっと詳しい部分がということでありましたら担当の部長に説明させますのでよろしくお願いいたします。そんな考え方があります。

市民生活部長 市の税条例の中に固定資産税の減免の部分については規定がございまして、その中に市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産については減免ができるということになっていまして、今ほど市長が申し上げましたように、個々の事例を私どもは聞かせていただいて、これに該当になる部分についてはきちんと減免していきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

中沢俊一君 今あるその資産についての減免はわかりますが、これから投資する分ですよ、これから投資する分。新しくまたここで産業を、何ていいますか息を吹き返そうというわけですから、ある意味雇用がそこでまた保持され、産業が回っていくわけです。そういうための助成というのは、農地にあれだけの手厚い保護をやるわけですから、こういう産業の面でもある程度いろいろなやはり線引きは必要だと思います。非常に難しい線引き作業はあると思いますけれども、そういうことをやった中でそういう被災した産業をある程度そこでこ入れをしてやるということは市の姿勢として、今あるそういう税条例もそれはそうでしょうけれども、さっき言いましたようにこれからここで新たに投資をしてまた再開をするというものについては、何件か市の中にあるわけですから、少しはその辺を考えている用意があるかどうかということです。その辺の確認ですが。

市長 今ない資産を新たに構築してということではないわけでしょう。となれば、今課長が言いましたように減免をするわけですから。今あった資産を消失した、そこでは減免するわけですね。新たにまた代替資産としてそれを設備しようというときには、さっき触れましたように利子補給よりも有利な保証金を、市が立て替えてやりますよということをしているわけですので。

まあ、確かに不足といえば不足です。農業の場合はいわゆる農地復旧に負担金はもらわないうわけですから。ただ、農業の場合も考えてみますと、では農地に土砂が入ったから固定資産、いわゆる資産そのものが価値が下がったということではないわけです。ですので、そういう面から見れば、そう農業にだけ特別だということではございませんけれども、そういう考え方でやっております。極力ここで被災をした、それで閉鎖をしてしまうとかそういうことにならないように、先ほど部長もちょっと触れましたように、個々のまたご相談には応じていきたいと。

なお、12月の定例議会にちょっと予定しておりますけれども、スキー場等も含めた一度破産をして引き受け手がなくなった、それを新たに再興していただくということについては、

固定資産税の減免措置等をちょっと強化をさせていただいて、スキー場の再興復興に市としても力を尽くしていこうということで、12月の定例議会に今の条例の改正をちょっとあげさせていただく予定であります。今、内容を詰めているところでありますが、そんなこともひとつご理解いただきたいと思います。

関 昭夫君 災害復旧で1点お伺いをしたいと思います。多分10月25日だったというふうに思っていますが、市長、知事のところに災害復旧の陳情というかお願いに伺われていると思います。それがテレビにも流れましたし新聞でも報道されました。ただ、報道ですのて一部を切り取っているだけという部分もあるのだと思いますが、南魚沼市の被害は高棚川に集中しているような話でしか報道されていないと。それでなくても、確か9月議会でもほかの同僚議員から話があったと思いますが、南魚沼の被害は残念ながら県も国もほとんど扱っていないと。報道の中にもなかなか出てこない。それが報道として出たら高棚川ということでしか報道されていないと。それを見て、聞いて何か非常に何だこれはとおっしゃっている市民の方もたくさんいたものですから、先ほども言いましたが一部が切り取られてああいう報道だとすると、知事に対してどういうお願いをしてきたのか。やはりこの本会議の場が市民に直接通じないので非常に残念なのですが、市長からお話を聞かせていただきたいと思います。

市 長 10月25日は災害復旧関係全般の、ですから個々のことはほとんど申し上げてありません。これだけの被害があって大変ですと、どうか県としても最大限のご支援をお願いしたいと、まずこれが1点であります。

それから高棚川という部分が出ましたのは、当初高棚川の被害はごく山の奥の方まで確認をしていなかったものですから、県がある意味砂防的な堰堤でも入れてやろうかということで当初は計画していたのですけれども、その後調査を進めてみましたら、非常に奥地の方は大規模で簡単な復旧がどうもできないと。集落移転等も勘案しろとかそういう話にまでなりましたので、そうではなくて県として一つこのことについても責任を持って市民の皆さん方が、住民の皆さんが安心していただけるような復旧、それからいわゆる今後災害が起きないようにきちんとした対応を取っていただきたいと、そういうことで行ったわけです。

そうしましたら、高棚川一本に絞られたといいますか、その報道の方はですね。そういうことですので、高棚川一本に絞ったということではございませんので、その点はひとつご理解いただきたいと思います。前段で被害総額約300億円とか大変な被害のことも話しているのですけれども、ニュースソースにならなかったのかどうかはわかりませんが、そういうことですのでひとつご理解いただきたいと思います。

関 昭夫君 私も地元ですし、行かれる前に全体の概要の話は伺っていましたので十分承知はしていたのですが、残念ながらああいう報道になったということで、一部の市民の方にすればあそこだけではないのだと言われる方もたくさんいるものですから、こういう質問させてもらいました。せっかく要望したことがどういうふうの実現していくのか、それもわからない。なおかつ聞いている話はしてありますが、でも報道とはああいうものだと。報道

ではああしか言っていないし、市長が言っているのもそうだったと。これはテレビに映った部分もそれだったものですからなおさら新聞の記事と違って、言われている部分が直接出ているということで市民にすれば、何だこれと、やはりなってしまったのかなという気がしています。

報道側が勝手に切り取るので、これを市長のせいにもどうのこうのと言うつもりはありませんが、一生懸命努力されている部分も十分評価をしておりますし、私の前の議員の質問にもやはり先を見据えての話等もされているという部分では、この対応についてはいいというふうに思っています。ただ、これがうまくやはり市民にも伝わっていただきたいなというふうにも思いまして質問をさせていただきました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

佐藤 剛君 1点だけお願ひしますけれども、事業者といひますが、中小企業の見舞金の関係です。いろいろのところで災害が起きていまして、中小企業、商工業関係のところだけなかなか支援の手がないところを見舞金でありますけれども、そういうことになったといひのは大変商業関係の方といひますが、該当になる方はいひがたいと思ひますのですけれども。話を聞いてみますと3万円、5万円、7万円という範囲であるといひますし、そこら辺の額ですね。被害の状況からそういうことになったのか、財源的なことからそうなったのかといひるところをもう一度確認したい点と。

大体280件くらいを想定しているといひますけれども、そういう被害の状況を把握してのそういうことなのか。それともこういう制度を作ったので、再度いろいろ商業関係、工業関係のそういう方々への調査といひますが、そういうところをしながらやるのかといひるところをちょっとお聞ひしたいと思ひます。

市長 この見舞金の額につきましては、実は、このことではありませぬけれども市民の皆さんが火災等災害にあったときに、全焼で確か10万円ですか、今そういう規定、条例があります。それにのっとって全焼といひるとこれはもう全財産を失うわけですので、それで10万円ありますから、やはり整合性をある程度とらなければならぬ。今、被災をされた方々は工場であれ、あるいは商店であってもそこまでの大きなことはなかったわけありますので、最高で7万円くらいが今までの制度の趣旨からしても、額は少ないですけれども適当であろうといひますのでそういう設定をさせていただきます。あとは額に応じてちょっと下げたといひます。

それからこの調査そのものは、商工観光課の方でやはりそういう被害にあった、あるいは床下床上浸水の調査を全部税務課でもしたわけですね。そういう中で件数的な部分といひのはおおむね把握していたのですけれども、では被害額が本当にどうであったかといひるのは、これは私どもがごくの個々の把握は全部はしてありませぬでしたので、改めて商工会にお願ひをして、商工会が全部聞き取りをしていただいたことを積み上げてきたわけですね。ですから、お金がこれくらいの枠だからもうこうだかといひますのではなかったわけですね、そういうふうにご理解いただきたい。

なお、この部分についてはこれから商工会と相談いたしますけれども、商工会ときちんと

連携をとってきちんとした、やはり後々不公平のないように。そして何ていいますか、被災していないのに受け取ったとかそういうことにならないように、きちんと調査をしながら今後このお金を支出していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

佐藤 剛君 今後そこら辺の漏れがないようにということなのですからけれども。ただ、私一つ心配なのは商工会 よりどころはそこしかないかもしれないのですけれども、商工会も六日町あたりだと加入率が多分50パーセントくらい前後ということになっていまして、商工会に加入されている方なのか、加入されていなくてもやはり被害を受けている方は多いと思うのです。そこら辺のフォローを商工会の調査の中に含めておやりになる考え方なのかだけ確認したいと思います。

市 長 これは当然でありますけれども、商工会に加盟している、いないに関わらずきちんと調査をして、該当にはその見舞金を差し上げたいと思っております。

腰越 晃君 災害復旧ということで関連して質問させていただきます。最近よく農業者の方から話を伺うことなのですが、市は頑張ってくれて農地の復旧については市の方で最終的に全部負担してもらおうと、これは非常にありがたいと。しかし、ここへきてどうも仕事が進うように進んでいないみたいで、来年の作付けはもう無理かなと。どうなっているのかなというような話を何件か聞いているところなのです。

9月定例会で3番議員の方から復旧の工程表というものを示すべきではないかというような質問がありまして、市長の方ではそれに対して確か前向きな答弁をされていたと思うのです。やはり、重要なところというのは、中小河川の復旧と農地、これはやはり最大限頑張ってください早急に復旧すべきだろうというように思っているところなのですが、どうもここへきてというよりも2,000か所以上もあれば、この冬までに全部直すなんていうようなことは考えられないことでもあります。おそらく来年、あるいはさ来年までかかるのではないかとそういう見通しもあるかと思うのです。そうしたところで、やはり農業者の心配に応えるために、また、来年以降農業者のいわゆる農作業、作付けの予定といたしますか、そういった目途はいつになったら大丈夫なのか立てられるように、やはり概略でも今、きちんとした工程表なりスケジュールを策定して示すべきではないかなというふうに考えております。

それについて現状の進捗状況 取り組まれていると思っておりますので、現状のその復旧作業のスケジュールの策定、それから実際の事業の進捗の状況等、また今後の予定について示すことができるのか。以上、時系列的に三つの点についてお伺いしたいと思います。

市 長 ある程度細かいといえますか、具体的な部分についてはこの後、担当部長が説明しますが、要はこの雪降り前に一番やらなければならないことは、土砂の流入した田んぼの復旧であります。今、大分手は入っていますけれども、まだまだ箇所数としてはそう多いわけではありません。そして来年の雪消え後、作付けまでにまたそれをどの程度搬出して田んぼとして復旧できるか。まず、これが当面の課題であります。

それからその次は今議員おっしゃったように複合的な災害ですね。道路あるいは河川とともに被災して、その道路なり河川なりを復旧しなければ田んぼとして復旧ができないと。こ

れは一応災害復旧期間が3年と定められておりますので、なるべく早くはやりますが、来年あるいはさ来年という部分が必ず出てまいります。ですので、それらは査定が終了後にきちんとした工程を立てて、皆さんにまた説明します。

おおむね、私も現場に行ったときやそれから議会の方でも申し上げたとおり、大規模な今申し上げたような部分については、これはとても来年までに復旧することは無理です。ただ、田んぼの土砂流入とか畦畔の崩壊とかそういうことで作付けが不可能になっている部分については、極力とにかく来年の作付けに間に合わせたいということをお願いしてきました。今そういうことで、まだ査定も半分ちょっとが過ぎたくらいです。ですので、まだ査定が終わらないという部分もありますので、今言いました大型がまだ残っております。これはちょっと来年、さ来年以降と。

先般、先ほど閣議員から知事のところに行った話が出ました。そのときに知事にも、とにかく復旧ができない田んぼがあると。これらについての作付けの部分で、来年のいわゆる減反政策の中で相当、やはり作付けができなくて他の部分を作付けするという振替的な部分やそういうことが出てきますから、ということをお願いしたら、知事はそれはとにかく県も今年より作付けが少なかったということだけは絶対したくないので、全面的にそれも協力するから一生懸命やりましょうということでありました。何とか流出した田んぼ等の面積を作付けできるように一生懸命これから努力したいと思っております。

工程的についてもこれから部長が答えますけれども、今業界の方とちょっと調整をしながらある程度きちんとした工程をお示したいと。それから来年の種もみとかそういう準備ももう始まっているわけでありまして。それらについては個々に農区とかそういうところの農区長さん、あるいは委員長さん等を通じてきちんとした方向性を出していきたいと思っております。では、この後ちょっと部長からもう少し詳しい部分をお話し申し上げます。

産業振興部長 11月8日現在ですが、40万円以上の工事ですけれども、これは査定が全部で549件ほど予定しておりまして、査定済みが292件、そのうち工事発注が219件で約40パーセントを発注しております。それから非補助の13万円以上40万円未満ですが、発注予定が約1,000件くらいあります。その中で発注済みが287件で発注率が29パーセントというふうになっております。

あと、大和郷それから五城土地改良区については、ほぼ委員長さんなどの打合せ等が終わっておりますが、南魚沼土改につきましては11月16日に工事委員長さんの方から集まってお聞きいただきまして、進捗状況をお伝えしたいというふうに思っておりますし、工事業者さんもまた集めて、次回までに進捗状況等をご報告できるようにしたいと思います。以上です。

建設部長 建設部の方の公共土木施設災害の進捗状況でございますけれども、先週まで査定が終わっているのが60か所ほどでございます。今週もまた査定が入っておりますが、残りがあと25か所程度になっております。査定の終わったところにつきましては、特に除雪路線について優先的に工事を発注しておりますので、これから施工に入っていくというこ

とで考えております。

今後につきましては、できれば私どもは12月補正で残りの足りない部分の請負費等を補正して、繰越しを覚悟で道路河川については発注をしていきたいというふうに考えております。以上です。

腰越 晃君 状況報告をありがとうございました。いずれにしましても道路、中小河川それから農地について、どういう質問がきても大体この時期には工事に入れますよ、あるいは完了しますよという、そういうような状況に早くもっていただきたいと。また、実際に進捗がそこまでいなくても、これは微調整が当然必要になるわけなので、まずは市民のそういった農家の皆さん、あるいは普通の生活をされている皆さんが、いつになったらということについては、やはりいつ頃だよ、というきちんとした回答ができるようにもっていただきたいと、そのように思います。以上です。

笠原喜一郎君 1点だけお聞きをいたします。災害復旧全般でお聞きをいたしますが、今、現状の報告がありました。それで二日ほど前に県庁に行っていましたら、南魚沼市の地域整備部の職員の方がいて、どういう話かなと思っていたらこういう話でありました。7月末の水害のときに自分の重機を持っている方は、本当に一生懸命、何でもいいから使っただけにやっってくださいということで協力をしてきたと。そして今度実際査定をされて発注になったら、それでも自分の村くらいは自分でできるのかなと思っていたらそうではなかったという、県の発注のやり方が建設業協会という一つの任意のそういうところにぼんと出されたような感じで、それではおい、そこに入っていない人がというようなちょっとおかしいのではないかなというようなのを県の方に上げたというか、陳情に行っていたというようなことです。

その話を今度は市に帰ったときに、確かに地元の自分の集落が大変だったときに重機を持ち出して、それこそ寝ずでやったりした業者もたくさんあったわけでありまして。それが今度発注になってきたら、またそれと同じような形でなかなか入れないという声が聞かれて、その話は部長のところにもしてきました。

今、この説明の中で40万円未満の事業等が1,000か所あるうちのまだ3割を満たさないというような中で、一番考えなくてはならないのは、とにかくこの災害復旧をどういう形でやったら一番早期に復旧できるかということに、やはり知恵を絞るべきであります。

そういう中で先ほど言ったような それは先ほど言ったのは県のことで発注のやり方ありますけれども、市の発注の中でもそういう協議会に入っている人だけでない、やはり市の事業を受けられる事業者がまだまだたくさんあるわけですから、そこらもやはり最大限活用して復旧を進めていくという形が私は大事だと思いますけれども、その後、今はどういうふうな取り組みをされているかをお聞きいたします。

産業振興部長 今の発注方法としましては、建設業協会並びに入っていない方について、ある程度地区割りをさせていただきまして、その中で発注をしていくというようなことでやっております。それとそれ以外にもう手一杯だという業者さんもいらっしゃいますので、そ

ういう業者さんについては、できるだけ近くの業者さんをお願いするというような形でやっております。また、そこら辺がいっぱいになりましたら、また別の大和地区とかごく災害の少ないような地区の業者さんをお願いをするというような形で、全地区で業者さんの力を借りて復旧していきたいというふうに考えております。

笠原喜一郎君 現場では本当に精一杯努力をされていると思いますけれども、10月末だったでしょうか、それこそ部長さんに話をされたようなそういう懸念もやはりあるということだけは十分に認識をして、先ほど言ったようにとにかく災害復旧を早期に完了させるにはどういう態勢で臨むべきかと。そのことをやはり一番に考えて、発注あるいは業者に仕事を出して、そしてやっていただくことを希望して終わります。

副市長 今ほどのご質問でございますが、特に回答が必要であったかどうかちょっとわかりませんが、また再度、建設業協会、安全協会の方にもそういうお話を申し上げまして、要は極力その事業の進捗に皆が力を合わせてやってもらいたいということだけ、また申し入れをしていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

関常幸君 災害復旧の件で支払いの方について少しお聞きいたします。例えば7月末で仕事を相当してありますよね。それについて9月補正で決まって今日きているわけでありましてけれども、支払いについては例えば8月もう大部分を上旬にしていますけれども、場所によってはまだ仕事が終わらないわけですよね。終わらないと例えば支払は業者の方にされていないのでしょうか。どういうふうな形でやって、もし支払っていないということになると、8、9、10もう3か月も支払っていないというような、いろいろな案件があると思うわけでありましてけれども、そこらあたりがどういうふうな形で支払いの方はやっているのか。

それともう1点、例えば今、通常の仕事は中止をして、とりあえず止めてそして災害の方に向けてきているということでもありますので、例えば6月、7月と仕事をしていて、ほぼ8割くらい仕事が終わった。その仕事はとりあえず止めてくれということになってくると、8割仕事が終わっているけれども、そうすると支払いも6、7、8は支払われているのかどうなのか。そういうのが暫定的に支払われているのか、それとも完全に仕事が終わるまで支払われないのか。もし、完全に仕事が終わらないということになると、一般でやっている災害ではない仕事も8割仕事が終わってれば、その業者さんは大変になってきているわけですよね。そういう場合どのような形の中で、支払いについてはしているのか。基本的な考え方といろいろな事案によってまた違うのであれば、またそれらの考え方もお願いをしたいと思います。

総務部長 一つは当日といいますか前後、土砂の片付け、あるいは民地に入ったものの片付けというものが想定をされるわけですが、それにつきましては現在支払いは終わっているということです。急々にお願いをして例えば大和庁舎の脇に土砂を運んだとか、あるいはそれを振り分けてというような部分については、終わったところは支出が完了しているということでございます。

それからもう1点の工事に中止をかけて8割終わっているのに完全に終わるまで払わない

ということですが、一般的には部分払いができるわけですし、出来高に応じてその分の支出ができます。ただ、業者さんの方で出来高調書を作ってくるのがなかなか大変だということになるとちょっとわかりませんが、方策的には出来高でできたものまでの9割かな、まではお支払いができるという契約ですので、そうそうご迷惑をおかけしている部分は今のところないのかなというふうに考えております。以上です。

寺口友彦君 21番議員の質問にも関連しますけれども、市内業者の方は作業車両も少ないですし作業員も少ないという状況の中で、これだけの3,000か所に及ぶような災害復旧を市内業者の方に中心に発注をするという方向が、そもそもやはり心配したとおりになっているなというふうに思っています。

そうすると、副市長の方がこれから建設業協会、安協の方に行ってまた話を詰めるというようなことでありますけれども、やはり市外業者の名前の入った重機だったり、また県外の方の業者の名前が入った重機だったり車両だったり走っていないというこういう状況を見ても、100パーセント市が負担をして農地の現状復旧に入ると市長は言ったわけなのですが、これを含めてですけれども、どうも全力を挙げてどのような手を使っても、とにかく来年の作付けに間に合わせるのだというような部分がちょっと弱いのではないかなという感じがしてはいるのです。そこら辺について、副市長はこれから安協に行くそうですけれども、ちょっとお考えをお聞きしたいなと。

副市長 極力事業進捗に努めているところでございますが、まず農地ですので、天気の具合でやはり雨が降ると重機が入れないと。入ってしまっただけで盤を壊すとそれが怖いというようなことで、なかなか天気待ちのような状況もございます。それからクローラードンプですか、田面の上を走れるそういうダンプカーがあるのですが、そういうものが全部今のところ東日本大震災の方に取られていて、絶対的なそうした特殊車両が足りないというようないろいろな案件がありまして、なかなか私どもが当初思っていたようなところにはいかないというのは承知しています。

それからある業者さんがこちらへ来られているいろいろ言っていたのですが、砂利上げをしても地権者の方が一日中そこについていて、なかなか運転手がもう嫌になるとか、掃いてなめるほどきれいにはとてもできませんのでその辺のどこで勘弁してもらおうかというような線引きのところもあったりする。なかなか運転手が嫌がってやってくれないというようなそういういろいろな愚痴も聞いたりしています。その辺も含めてまた何とか建設業協会の方へ行って、とにかく現場のその辺のあれは、区長さんなり工事委員長さんなりを通していろいろなことは言ってくれということにしてあります。そういうことをまたさらに強力に進めまして、何とか事業がはかどるように、そんなことでまた打合せをしてきたいと思っていますのでよろしくお願ひします。

寺口友彦君 農地の状況の中を見ても、例えば20センチくらいドロが入った部分であったりすると、重機で一回ちょっとならしてあげれば、畔の部分は抜きにしても用配水路さえ確保してあとはトラクターでかいてしまえば、何とか来年作付けできるという部分が面積

的には圧倒的に多いわけです。そうすると農家の方たちも協力していただきたいという部分が非常に大きいわけです。そういう部分があれば大物のところにその重機を集中的に持って行って、とにかく1町歩 1町歩といわず1反歩でも1畝でもいいですけれども、とにかく作付けの面積を増やすのだというところの旗振りといいますか、それがちょっと弱いなという感じがずっとしてはいたのです。

テレビで出ました部分を見ても重機が2～3台しか動いていないというのを言われました。確かにその建設業者へ行っても、もう重機がないのはわかっています。作業員がないのもわかっています。もうできないのもわかっている。必要な重機がないのもわかっている。クローラーがないのもわかっているのですけれども、ではどうやってそれをやっていけばいいかなれば、やはり地権者の方も若干でも協力していただきながらやっていただくという要項がないとだめなのです。それは市の方が業者任せでなくて農家の方をお願いをするとかというような部分をしていかないと、相当な部分が来年度6月の半ばくらいまで作付けを遅らせたとしても、多分作付けは間に合わないという部分が相当面積出てくるというふうに考えられます。そこはやはり協力体制を建設業者ばかりでなくて農地の方も市も、皆で考えていくということが必要だと思いますので、何とかその方向で進んでもらいたいと思います。

副市長 地権者の方々も協力してもらってということでございますので、また農林部、建設部の方とも発注の段階で何ていいますか、どういうことができるかまた検討しながらご質問のようなことで進めていきたいと思っています。お願いします。

議長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

議長 採決いたします。第88号議案 平成23年度南魚沼市一般会計補正予算(第4号)は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって第88号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第12、第89号議案 南魚沼市監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法117条の規定によって腰越 晃君の退場を求めます。

(腰越 晃君退場)

議長 本案について提案理由の説明を求めます。

市長 第89号議案についてご説明を申し上げます。このたび平成21年11月から議会議員のうちから選任する監査委員としてお勤めをいただいております関昭夫さんが、11月10日をもって退任をされましたので、後任の監査委員の選任につきまして地方自治法第196条第1項の規定に基づきご同意をお願いしたいものであります。

議案にございますように腰越晃さんを選任したいものであります。腰越さんの経歴につきましては資料のとおりであります。平成13年4月から旧塩沢町議会議員をお務めいただき、引き続き平成17年11月から南魚沼市の議会議員をお務めいただいております。ご承知のように腰越さんは豊富な経験を持ち、人格識見とも申し分なく監査委員をお任せするに最適な方であるので、議会の皆様方のご同意を賜りたいものであります。

なお、任期につきましては平成23年11月1日から議会議員としての任期中であります。よろしくご審議の上ご同意賜りますようお願い申し上げます。

議長 質疑を行います。

(「なし」の声あり)

質疑を終わることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

議長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって討論を省略いたします。

議長 採決いたします。第89号議案 南魚沼市監査委員の選任について、本案は起立により採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立全員。よって第89号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

議長 腰越晃君の入場を求めます。

(腰越晃君入場)

議長 日程第13、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第159条の規定により、お手元にお配りしました内容で議員を派遣することに決定したいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よってお手元に配りました内容で議員を派遣することに決定しました。

議長 ここで総務部長から発言を求められておりますので、これを許します。

総務部長 お疲れのところ恐縮ですが1件だけ報告をさせていただきます。市長が何回か本議場で申し上げましたが、魚沼スカイラインのところ風力の調査をして風力発電が

できるかどうかということで、あの計画では13基ほどの風力発電を計画したいということで電源開発株式会社が調査をしていました。

1年間風力を調査いたしました。平均で毎秒6メートル以上がないとなかなか商売ベースに乗らないということだろうと思いますが、調査の結果、残念ながら6メートル以上の風力が確認できなかったということで、本計画については一応終了させていただくという旨の連絡が入っておりますので、本席を借りてご報告を申し上げます。以上です。

議長 以上で本臨時会に付議された事件は全て議了しました。これをもって平成23年第2回南魚沼市議会臨時会を閉会といたします。大変ご苦労さまでございました。

(午後2時11分)